

第9章 目標指標・進行管理

1. 目標指標・効果指標

1) 目標指標・効果指標の設定の考え方

誘導施策の進捗状況やその妥当性等を精査・検討するために目標指標を定めます。あわせて、目標指標を達成した際に期待される効果を評価する指標として、効果指標を定めます。

それぞれの指標は、第3章で示した「まちづくりの方針」に対応するように設定します。

■目標指標・効果指標の擬人化（人への例え）について

第3章「立地の適正化に関する基本的な方針」において、町を擬人化した表現とその考え方について示したように、目標管理・効果指標は「まちの「人間ドック」で定期健診」として表現します。

目標管理・効果指標	擬人化	関係性
	まちの「人間ドック」で定期健診	「心臓」や「身体」、「動脈」の状況を検査するための「人間ドック」として捉え、定期的に施策等の取り組み状況やまちを取り巻く状況等を総合的にチェックし、計画が適切に機能しているかを確認することをイメージします。

【立地の適正化に関する基本的な方針】

交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導

安全で生活利便性の高い区域への居住の誘導

地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築

【誘導施策】

拠点性を高める都市機能の集積・強化

市街地住環境の向上による居住誘導

地域交通のリ・デザイン

町の魅力を高める新たな都市機能の創出

災害リスクの高い区域からの誘導

多様な交通環境の整備

市街地周辺の田園住宅地への新たな居住の誘導

広域連携軸の整備

【目標指標】

新たな複合施設数

居住誘導区域内の建築申請の割合

公共交通の利用者割合

【効果指標】

- ・ 熊野町への定住意向
- ・ 地震・風水害などの防災・減災対策の満足度
- ・ 路線バスの利便性
- ・ 公示地価

2) 目標指標

(1) 都市機能の集積・誘導に関する目標値

立地の適正化に関する基本的な方針である「交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導」により、誘導施設を複合的に整備されることが想定されます。この新たに整備される複合施設数を都市機能の集積・誘導に関する目標値として設定します。

指 標	基準値 令和 2 (2020) 年	目標値 令和 27 (2045) 年
新たな複合施設数	0 施設	1 施設

※都市機能誘導区域内における誘導施設数を集計

【目標値設定の考え方】

町民の生活サービスの利便性を大きく向上させるため、様々な機能を持った複合施設を新たに生み出すことを目標値とします。

新たな複合施設とは、交通拠点、商業施設、観光案内、クリニックモール、子育て支援施設等の複合的な機能を備えた施設を想定しています。また、公共交通ネットワーク改善も図られることも踏まえ、町内外の人がニーズにあわせたサービスを受けられるようになることを想定しています。

(2) 居住誘導区域に関する目標値

立地の適正化に関する基本的な方針である「安全で生活利便性の高い区域への居住の誘導」により、居住誘導区域内の人口密度が一定に維持されることが想定されます。居住誘導区域内の住宅用途における建築確認申請件数の割合を居住誘導区域に関する目標値として設定します。

指 標	基準値 令和 2 (2020) 年	目標値 令和 27 (2045) 年
町全体に占める居住誘導区域内の住宅用途の建築確認申請の件数の割合	72.5%	85.0%

※居住誘導区域内における建築確認申請を集計

【目標値設定の考え方】

現在の人口密度を居住誘導区域内で保つためには、居住誘導区域内に新たな居住を誘導していく必要があります。将来の人口推計を踏まえると、全人口のうち居住誘導区域内の人口比率を 80%程度にする必要があります。

居住誘導区域内への居住を緩やかに誘導することを前提とし、新たな居住については、より積極的に居住誘導区域内に誘導を図る必要があることから、人口比率 80%を上回る 85%を目標値とします。

参考 居住誘導区域人口及び人口密度の目安（令和 22（2040）年度）将来推計

地域	全数	市街化区域		居住誘導区域					
				浸水想定：計画規模3m以上を除外				人/ha	
	人口	面積 (ha)	人口	人口密度	面積 (ha)	%	人口	%	人口密度
西部地域	6,175	126.5	5,589	44.2	106.1	83.9%	4,936	88.3%	46.5
中央地域	10,921	333.1	9,645	29.0	228.4	68.6%	8,518		37.3
東部地域	1,587	67.7	1,168	17.3	33.1	48.9%	1,031		31.2
総計	18,684	555.6	16,401	29.5	367.5	66.1%	14,485		39.4

※令和 2（2020）年度の居住誘導区域の人口密度を維持するとして整理

※100m メッシュ人口を熊野町人口ビジョン（令和 2（2020）年 10 月）と整合するように補正し、集計

（3）公共交通に関する目標値

立地の適正化に関する基本的な方針である「地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築」や「熊野町地域公共交通計画」の取組みにより、公共交通を利用する人の割合が増加することが想定されます。そのため、バス利用の目的に応じた利用者の割合を公共交通に関する目標値として設定します。

指 標	基準値	目標値
	令和 3（2021）年	令和 12（2030）年
通勤・通学のバス利用者割合※1	5.6%	8.7%
買物・通院目的の公共交通利用者の割合※2	1.5%	2.3%

※1 15 歳～65 歳未満の居住人口に占める利用者数の割合

※2 15 歳以上の居住人口に占める利用者数の割合

【目標値設定の考え方】

熊野町地域公共交通計画の取組みを推進することで、平成 30 年 7 月豪雨災害やコロナ禍前の利用者率に戻します。

3) 効果指標

誘導施策の推進により、コンパクトでネットワークが形成されたまちが実現され、持続的に都市環境と自然環境が共存した熊野暮らしが可能となり、第3章で示した立地適正化計画で目指す将来のまちのイメージが具現化されていくことが期待されます。これらの期待される効果を評価する指標として将来のまちのイメージに対応する効果指標を定め、目標値を設定します。

●美しい自然環境の中で子育てがしやすく、文化や芸術が香る良好な居住環境が形成されたまち

指 標	基準値 令和元(2019)年	目標値 令和27(2045)年
熊野町への定住意向	73.7%	85%

※第6次熊野町総合計画の策定において令和元(2019)年に実施した住民意識調査結果より「住み続けたい」、「当分は住みたい」と答えた人の割合

【目標値設定の考え方】

熊野トンネルの無料化や東広島・安芸バイパス等の道路整備により、熊野町内の交通渋滞が緩和され、また、豊かな自然環境で子育てができるなど、定住意向が上昇傾向にあります。本計画に位置付けた施策を着実に推進・促進することで、熊野町に住み続けたいと想えるまちづくりを目指します。目標値は現在の定住意向の上昇をトレンドより推計した85%とします。

●町内の核が形成され、町内外への自由な移動が可能で、必要な生活サービスが利用できる暮らしやすいまち

指 標	基準値 令和元(2019)年	目標値 令和27(2045)年
路線バスの利便性の満足度	17.9%	30%

※第6次熊野町総合計画の策定において令和元(2019)年に実施した住民意識調査結果より路線バスの利便性について「満足している」、「やや満足している」と答えた人の割合

【目標値設定の考え方】

第6次熊野町総合計画の策定において令和元(2019)年に実施した住民意識調査結果では、路線バスの利便性の満足度は36項目中29番目と低い状況です。項目のうち満足度が高い上位10番目の値が約30%となっていることから、同程度まで満足度を向上させることを目標値とします。

●自然災害に備えられ、有事の際の事前準備ができた安全で安心なまち

指 標	基準値 令和元(2019)年	目標値 令和27(2045)年
地震・風水害などの防災・減災対策の満足度	28.8%	50%

※第6次熊野町総合計画の策定において令和元(2019)年に実施した住民意識調査結果より地震・風水害などの防災・減災対策について「満足している」、「やや満足している」と答えた人の割合

【目標値設定の考え方】

第6次熊野町総合計画の策定において令和元(2019)年に実施した住民意識調査結果では、命にかかわる「消防・救急救助体制」の満足度は53.3%で36項目中、最も高い状況です。同じ命にかかわる「地震・風水害などの防災・減災対策」の満足度についても同程度まで向上させることを目標値とします。

●稼ぐことができるまち、効率的なまち

指 標	基準値 令和5(2022)年	目標値 令和27(2045)年
地価公示	46,100 円/㎡	現状維持

※国土交通省 地価公示 各年1月1日時点の数値 広島熊野-3(熊野町出来庭5丁目)の数値

【目標値設定の考え方】

地価はその土地の利便性や周辺のにぎわいの状況、都市基盤整備の状況等から変動します。そのため、まちの価値を図る指標、収入源としての指標として地価公示を設定し、人口減少下にあっても現状を維持することを目標値とします。

2. 計画の推進に向けて

熊野町立地適正化計画の効率的・効果的な推進に向けて取組体制やスケジュールを示します。

■計画推進に向けての擬人化（人への例え）について

第3章「立地の適正化に関する基本的な方針」において、町を擬人化した表現とその考え方について示したように、計画推進に向けては「まちづくりの中核となる「脳」の活性化」として表現します。

計画推進に向けて	擬人化	関係性
	まちづくりの中核となる「脳」の活性化	熊野町立地適正化計画の実現を図るためには、推進する取組や体制が必要となり、重要な役割を果たします。そのため、計画の中核となる本節で示す部分を、人の脳と捉え、脳を活性化することで、本計画を熟慮しながらも確実に進めていくことをイメージします。

1) 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

熊野町立地適正化計画で掲げたまちづくりの方針や、各種まちづくりの方針の実現を図るためには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりに取り組むことが求められます。次に、協働のまちづくりにおける各主体の役割を整理します。

■協働のまちづくりにおける役割

○町民の役割 | 町民及びまちづくり協議会、NPO、地元のまちづくり団体等

町民は、まちづくりの主役であることから、まちづくりの方針を共有し、一人ひとりが身近なまちづくりに関心を持ち、各種計画に対する意見やアイデアの提供、まちづくり勉強会等への参加など、まちづくり活動に積極的に参画することが求められます。

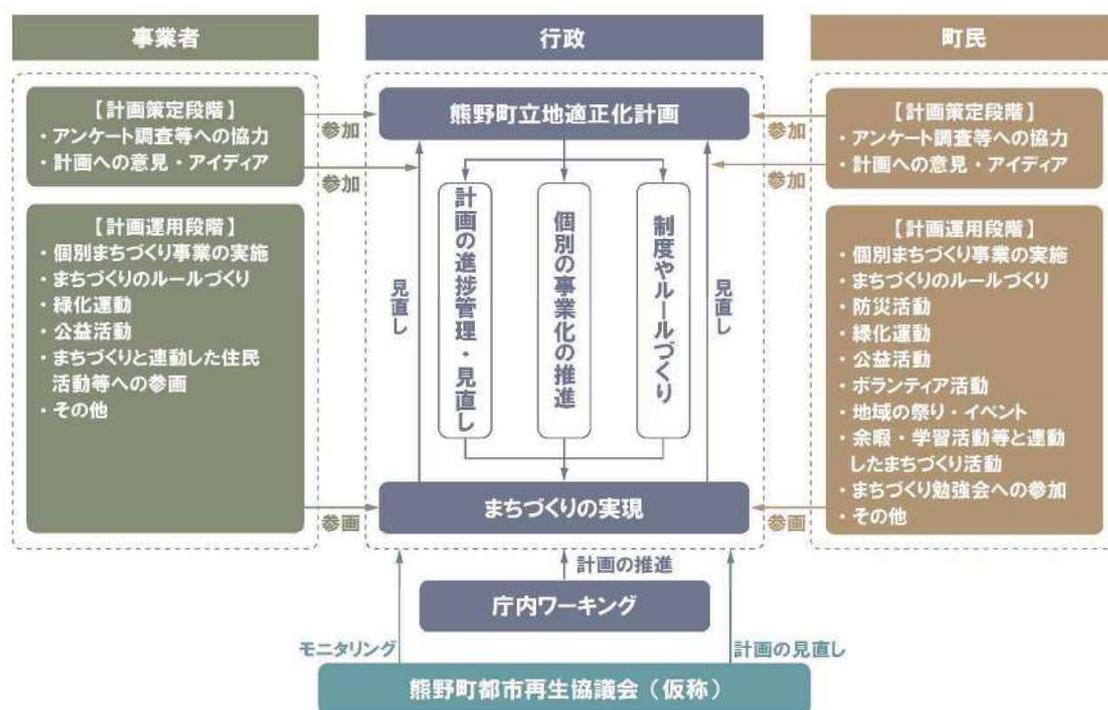
さらに、地域の魅力の維持・創出や安心・安全な居住環境の形成を図るため、地域コミュニティが主体となって、防災活動や緑化運動、ボランティア活動、まちづくりのルールづくり、祭り・イベントの実施等、地区レベルのまちづくり活動を推進する体制づくりが必要となります。

○事業者の役割 | 営利企業や業界団体等

事業者は、自らの業務活動の維持・発展とともに、地域の構成員として積極的・主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。また、まちの発展のために、まちづくり計画の策定・運用等にも積極的に参画し、社会的役割を担っていくことが必要です。

○行政の役割 | 担当課の垣根を超えた連携組織

行政は、より良いまちづくりを推進するために、町民や事業者が参画するまちづくり施策の実現を図るとともに、多様な主体がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりや支援を通して、人材の育成に努めます。施策の実施に当たっては、町民や事業者をはじめとして、国や県等の関係機関と連携して総合的・計画的・効率的に推進します。また、まちづくり活動では町民、事業者、行政が情報を共有していくことが重要であるため、積極的な広報や情報公開を行います。



■ 多様な主体の協働によるまちづくりの推進、計画モニタリング等のイメージ

2) 計画のモニタリングや見直しを行う組織の立ち上げ

本計画の進捗状況等について評価・検証やそれに基づく計画の見直しを行うため、熊野町立地適正化計画策定委員会を母体とした（仮称）熊野町都市再生協議会を立ち上げます。

また、庁内関係課と連携を強化し、本計画で目指すまちづくりを着実に推進することを目的に定期的に庁内ワーキングを開催します。

3) 民間活力の導入

本計画に位置づけた施策を行政のみで推進・促進することは困難であることから、町民や関係団体等の理解や協力を得ながら計画を推進します。また、民間事業者の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用し、行政サービスの向上、財政資金の効率的活用を図ることも必要不可欠であるため、民間事業者と対話を行いながら、PPP（Public Private Partnership）を推進します。

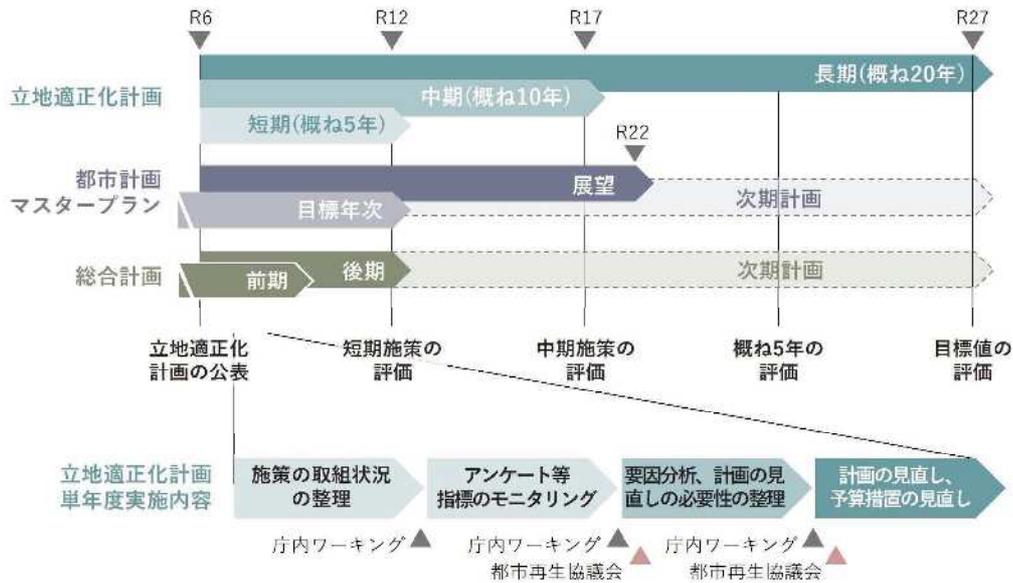
具体的な事業を行う際には、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）、民間事業者との協定締結等を検討、導入し、円滑かつ効率的な事業執行を図ります。

4) 計画の進捗・スケジュール管理

本計画は、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を評価・検証することが望ましいとされています。

また、本計画は、令和27(2045)年を目標年次とする長期的な計画であることから、実現に向けて、今後の社会情勢の変化や人口動向、施策や事業の進捗状況、目標値の状況等を踏まえながら、PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理・点検を行い、必要に応じ計画の見直し・改定等を行います。

誘導区域や施策の見直しについては、計画の見直しに併せて行うものに加え、県道矢野安浦線バイパス整備事業やその他の事業の実施状況や社会情勢、ニーズの変化に対応するため、必要に応じて随時行うこととします。



■ 計画の進捗・スケジュール管理イメージ